

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

実施方針に関する質問・意見に対する回答

平成27年9月25日
さいたま市

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------------------|--|--|
| 1 | 1 | 第1 | 1 | (4) | 備品等移設業務 | 要求水準書P29には、「移設又は記録保存後撤去、或いは廃棄」という記載がありますが、工事期間中に一時保管する業務、保管場所、保管場所からの最終的な移設（引越し）にかかる内容が不明です。これら一連の内容について詳細に回答として明示していただけないでしょうか。 | 対象備品について、まず、事業者は保管場所への移動を行ってください。備品の一時保管は、市が行います。保管場所については、空き教室や重層体育館の使用しない箇所等、教育活動に支障のない場所を想定しています。什器備品設置業務に、既存校舎及び保管場所からの移設も含んでいます。対象備品等については、入札説明書等にお示しする什器備品等一覧表（移設を含む）をご参照ください。 |
| 2 | 2 | 第1 | 1 | (6) | 選定事業者の収入 | “ア 設計・建設業務に係る対価”は“割賦方式により支払う”とありますが、Ⅰ期建設対象施設とⅡ期建設対象施設と、工事が2本に分かれ、施設の所有権移転も2回に分かれることから、割賦についても2本に分かれ、基準金利もそれぞれの割賦毎に引渡の2営業日前等に決定、と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は、入札説明書等に示します。 |
| 3 | 2 | 第1 | 1 | (6) | 設計・建設業務に係る対価 | 設計・建設に関わる対価の支払いは事業契約に定める割賦方式により支払うとありますが、本事業は工事が前期と後期に2期に分かれるため、割賦の支払開始時期も2つに分かれるとのことでしょうか。 | NO.2の回答をご参照ください。 |
| 4 | 2 | 第1 | 1 | (6) | 設計・建設業務に係る対価 | 割賦支払い開始時期が2期に分かれる場合、基準金利も2種類規定されるのでしょうか。その場合、基準金利の確定日は民間事業者が提案する1期・2期の工事の完工引渡2営業日前とさせていただきたいのですがいかがでしょうか。 | NO.2の回答をご参照ください。 |
| 5 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定スケジュール | 入札公告から入札提案書の提出までの期間が約3ヶ月と非常に短いスケジュールと思われます。より良い提案を検討するためにも、提案書提出時期を5月に変更頂けないでしょうか。 | 実施方針に記載のスケジュールを予定しています。なお、入札公告は1月上旬、入札提案書の提出は4月下旬を予定しています。 |
| 6 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定スケジュール | 入札公告前に事業者選定基準他公表できる資料については公表して頂けないでしょうか。 | 入札公告前の公表は想定していません。 |
| 7 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定スケジュール | 今回の質疑・提案の回答を受けて、それに対する質疑の機会を入札公告前に設けては頂けないでしょうか？ | 入札公告前に追加の質問回答を行うことは想定していません。 |
| 8 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 入札公告から入札書・提案書提出までの期間が短く、この期間で十分な提案内容の検討を行うことは難しいと思われます。入札書及び提案書の受付期限をあと二月程度延長していただけないでしょうか。 | NO.5の回答をご参照ください。 |
| 9 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 入札公告が1月、提案書の提出が4月と非常に短い提案期間となっていることを危惧しています。提案検討期間については最低でももう1ヶ月見込まれ、提案提出を5月末に変更頂けないでしょうか。 | NO.5の回答をご参照ください。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|----------|--|---|
| 10 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 本事業への取り組み検討を円滑に進めるため、入札公告前に事業契約書案、基本協定書案、落札者決定基準案等をお示しいただけないでしょうか。 | NO. 6の回答をご参照ください。 |
| 11 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 入札公告で公表される資料（事業契約書案、基本協定書案、様式集、事業者選定基準等）について（案）として特定事業選定前に公表して頂けないでしょうか。 | NO. 6の回答をご参照ください。 |
| 12 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答を受けて、入札公告までの間に再度質問又は貴市との対話の機会を設けていただけないでしょうか。 | NO. 7の回答をご参照ください。 |
| 13 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 今回の質疑に対する回答（9/25）、以降1月の入札公告までの間に再度質疑もしくは民間との対話の機会を設けて頂けないでしょうか。 | NO. 7の回答をご参照ください。 |
| 14 | 5 | 第2 | 2 | | 選定スケジュール | 施設計画を検討するに当たり、現地見学会を入札公告前に開催して頂けないでしょうか。 | 現地見学会については、入札公告後を予定しています。 |
| 15 | 7 | 第2 | 4 | (1) | 下請企業 | 構成企業又は協力企業から下請企業に業務を下請けに出す場合、当該契約前に市の同意は必要でしょうか。 | 契約締結後、速やかに市に書面にて通知してください。ただし、付帯事業の場合は、市の事前承認が必要です。また、維持管理業務及び運営業務の全部又は大部分の委託は、原則禁止しています。 |
| 16 | 6 | 第2 | 4 | (1) | 応募者の構成等 | ① “ア 応募者は、本事業の各業務にあたる複数の企業等により構成される企業グループとする。”とありますが、本事業の各業務にあたらぬ者や、SPC向けに融資を行う者が、SPC向けに出資することは可能でしょうか。 ② 可能な場合、その者が「(2)応募者等に共通する参加資格要件」を満たせば、その他、貴市の競争入札参加資格者名簿に登載有無等は問われず、構成員として認められる、と考えて宜しいでしょうか。 | 前段については、応募グループの構成員としての出資の他に、応募者等に含まれない者によるSPCへの出資も可能です。なお、構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えるものとしています。 後段については、応募グループの構成員は本事業に係る何らかの業務にあたる者が、参加資格要件（共通及び業務別）を満たさなければなりません。ただし、実施方針等に記載のない「事業マネジメント」等を担当する企業は、「その他業務を行う者」として参加可能とします。詳細は、入札説明書等に示します。 |
| 17 | 7 | 第2 | 4 | (1) | 応募者の構成等 | SPCに対して出資及び融資を行う者も「構成員」として参加できるという理解でよろしいでしょうか。 | NO. 16の回答をご参照下さい。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----------------|--|---|
| 18 | 8 | 第2 | 4 | (2) | 応募者等に共通する参加資格要件 | <p>① 「(3)応募者等の業務別の資格要件」に挙げられている設計・建設・工事監理・維持管理・運営の各業務以外の「付帯事業」や、実施方針や要求水準書に挙げられていない「その他の業務（例えば、SPC財務経理事務管理業務、FA業務等）」にあたる者も、構成員や協力会社として入札参加可能と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>② ①が可能な場合、「(2)応募者等に共通する参加資格要件」を満たせば、その他には特段の必要となる要件はないものと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>③ また①が可能な場合、「(3)応募者等の業務別の資格要件」にて規定されている、設計・建設・工事監理・維持管理・運営の各業務にあたる者と同様、貴市の平成27・28年度競争入札参加資格者名簿に「物品納入」や「業務委託」等にて登載されている者も、“平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者”としてみなして頂けるのでしょうか。</p> | NO. 16の回答をご参照下さい。 |
| 19 | 7 | 第2 | 4 | (2) | 応募者等に共通する参加資格要件 | 建設業務の内（ウ）什器備品設置業務を協力企業として行う場合の資格要件は「さいたま市物品納入等入札参加資格」があればよいですか。 | 建設業務のうち「什器備品設置業務」のみを行う者は、設置する什器備品について、「平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）」に登載されている者についても、平成27年度及び平成28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなします。詳細は、入札説明書等に示します。 |
| 20 | 7 | 第2 | 4 | (2) | 応募者等に共通する参加資格要件 | “イ 関係会社の参加制限”に“次のいずれかの関係に該当する場合は、各業務分野において、そのうちの一者しか参加できない。”とありますが、ある応募グループに参加する者の関係会社は、他の応募グループに参加できない、という趣旨でしょうか。 | 「イ 関係会社の参加制限」では、同一応募グループ内における参加制限を記載しています。よって、ある応募グループに参加する者の関係会社は、他の応募グループに参加可能です。なお、応募グループの構成員又は協力会社が、複数の応募グループを構成することは、4(1)エで禁止しています。 |
| 21 | 7 | 第2 | 4 | (2) | 応募者等に共通する参加資格要件 | 「イ関係会社の参加制限」で「当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、各業務分野において、そのうちの一者しか参加できない」とありますが、ここでいう「各業務分野」とは、P1 第1 (4)事業範囲 に定める業務を指しているのでしょうか。ここに定める業務以外の業務分野（例えば関係会社2者でSPCに融資を行うケース）においては、「イ関係会社の参加制限」の規定は適用されない、という理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。なお、「P1_第1_1 (4)事業範囲」に定める業務以外の「その他業務を行う者」も参加可能です。詳細は、入札説明書等に示します。後段の「イ 関係会社の参加制限」については、同一グループにおける応募者等の参加制限であるため、応募者等に含まれない者は制限していません。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|----------|----------------------|---|---|
| 22 | 7 | 第2 | 4 | (2) イ | 関係会社の参加制限 | 本項目において意味されるのは、(ア)資本関係①、②及び(イ)人的関係①については、他グループでの参加を制限するもので、(イ)人的関係②、③については同一グループ内でも各業務分野において一者しか参加できない、という理解で宜しいのでしょうか？ | 「イ 関係会社の参加制限（(ア)資本関係及び(イ)人的関係）」では、同一応募グループ内の各業務分野において、一者のみの参加としており、他グループでの関係会社の参加を制限するものではありません。なお、応募グループの構成員又は協力会社ですが、複数の応募グループを構成することは、4(1)エで禁止しています。 |
| 23 | 8 | 第2 | 4 | (3) | 各業務受託者 | 要件全てを満たす者（A社）がいれば、他の者（B社）は(ア)(イ)を満たせば良いとありますが、A社とB社でJVを組むことは可でよろしいでしょうか（念のための確認です）。 | SPCからの業務受託者をJVとすることは可能です。 |
| 24 | 8 | 第2 | 4 | (3) | 応募者等の業務別の資格要件 | 設計、建設、維持管理及び運営等の各業務にあたる者については業務別の資格要件が記載されていますが、これ以外の業務にあたる者についての記載がありません。 これ以外の業務（例えば融資や出資）にあたる者が、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に登載されている場合、平成27年度及び28年度におけるさいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格を有すると認められた者とみなされる、という理解でよろしいでしょうか。 | NO. 16の回答をご参照ください。 |
| 25 | 12 | 第3 | 5 | (3) | 入札の成立 | 本事業の入札参加者が1グループの場合でも入札は成立するのとのことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 12 | 第2 | 8 | (2) | 特別目的会社設立等の要件 | 「構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えるものとする」とありますが、構成員以外による出資とは、例えば融資等に関わる者も出資可能という理解で宜しいでしょうか。 | NO. 16の回答をご参照下さい。 |
| 27 | 14 | 第3 | 5 | (3) | モニタリングの方法 | モニタリング結果によるサービス対価の減額措置はあるかと思いますが、運営段階での減額は、施設整備費の対価には及ばず、維持・運営費の対価のみへの減額になるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 19 | 第8 | 2 | | 予定価格 | 予定価格の公表はありますか？ | 入札説明書等に示します。 |
| 29 | 20 | 別添1 | | | リスク分担表（案） | 表題にリスク分担表(案)とありますが、入札説明書公表段階で、正式なリスク分担表が提示されるとの理解で宜しいでしょうか。 | リスク分担の詳細は、事業契約書（案）に示します。リスク分担表の再公表は想定していません。 |
| 30 | 20 | 別添1 | | | リスク分担表（案） 住民合意リスク | 貴市が本施設の設置に関する善管注意義務を怠らず、かつ事業者が業務履行上、善管注意義務を怠っていないにも拘らず、議会の未調整や本施設の設置にかかる住民反対運動等、或いはその他不合理的な住民反対運動等により、事業が遅延する或いは中断するリスクは、貴市にて負っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|--------|-------|-----------------------|---|-------------------|
| 31 | 20 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 第三者賠償リスク | 「施設の瑕疵」とありますが、PFI事業においても通常の公共発注工事同様の、施工に係る瑕疵担保期間となるとの理解で宜しいでしょうか。過度な瑕疵担保期間の設定は、応募者のモチベーションの低下を招きます。 | 入札説明書等に示します。 |
| 32 | 20 | 別添1 | リスク分担表 | 全段階共通 | 金利リスク | 本件PFIは、建設工事がⅠ期、Ⅱ期に分かれますが、基準金利もそれぞれ別々の基準日で設定されるのでしょうか。 | NO. 2の回答をご参照ください。 |
| 33 | 20 | 別紙1 | リスク分担表 | 全段階共通 | 金利リスク | Ⅰ期建設対象施設とⅡ期建設対象施設と、工事が2本に分かれ、施設の所有権移転も2回に分かれることから、割賦についても2本に分かれ、基準金利もそれぞれの割賦毎に引渡の2営業日前に決定、と考えて宜しいでしょうか。 | NO. 2の回答をご参照ください。 |
| 34 | 20 | 別添1 | リスク分担表 | 全段階共通 | 事業の中止・遅延に関するリスク | 市の事由による事業の中止・遅延等の場合、市の負担になりますが、SPCにかかる金融コスト(遅延損害金やブレイクファンディングコスト等)も市の負担に含まれますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 20 | 別添1 | | | リスク分担表(案) | ※1. 不可抗力リスクの「一定の金額以下は事業者負担」とありますが、一定の金額とは具体的に教えて下さい。 | 入札説明書等に示します。 |
| 36 | 20 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 不可抗力リスク | P21欄外に一定の金額以下は事業者負担とありますが、どのような規定を予定されているのでしょうか。 ①施設整備期間中における負担が、施設整備金額の●%に至るまでは事業者負担という規定は、事業者にとっては過度なリスク負担となります。よって一事象毎に●%を事業者負担とする規定にして頂けないでしょうか。 ②維持管理・運営期間中における負担が、事業期間の対価総額の●%に至るまでは事業者負担という規定は、事業者にとっては過度なリスク負担となります。よって累計で一事業年度総額の●%を上限とし一事象毎に●%を事業者負担として頂けないでしょうか。 | 入札説明書等に示します。 |
| 37 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 物価改定リスク | 物価変動リスクについて「企業向けサービス価格指数」等の指標を基にとありますが、維持管理・運営業務のコスト構成は人件費の占める割合が多いため、採用する指標については埼玉県が公表する「さいたま市消費者物価指数総合」にしていだけないでしょうか。 | 入札説明書等に示します。 |
| 38 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 物価改定リスク | 設計・建設期間中の物価変動リスクについて「建設工事費デフレーター」等の指標を基に改定する予定であるとありますが、使用する指標については、建設物価調査会発行の「建設物価」の建築指数を採用頂けないでしょうか。当該指標のほうが現況に近い物価指数の為、公平な指標となると考えます。 | NO. 37の回答をご参照下さい。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-------------------------|---|--|
| 39 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 物価改定リスク | 設計・建設期間中の物価変動リスクについて指標を基に改定する予定であるとありますが、改定する時期について、本事業は1期工事・2期工事と工事が分かれるため、入札時点の指標を基準とし、1期工事着工前、2期工事着工前とそれぞれの時期の指標と比較し改定を行うようにしていただけないでしょうか。 | 入札説明書等に示します。 |
| 40 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 物価改定リスク | 物価変動により価格改定が行われる場合、設計変更若しくは業務内容の変更による増減対応ではなく、予算変更による契約金額の変更がなされるとの理解で宜しいでしょうか。 | 契約の変更は行いません。事業契約書に基づき物価変動を反映したサービス対価を支払います。 |
| 41 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 需要リスク | 付帯事業の需要に関するものは事業者負担となっておりますが、前期課程開校当初の1年目並びに2年目は2学年の生徒、3年目で3学年、それ以降毎年1学年ずつ増えてゆくスケジュールとなっております。前期・後期双方の課程全ての学生が揃うまでに時間がかかります。よって、付帯事業の需要については、全学生が揃うまでの間、貴市による時限的補てん措置をとっていただけないでしょうか。 | 市による補てん措置は想定していません。 |
| 42 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 施設損傷リスク | 生徒の過失による施設損傷や、損傷させた者が判明しない場合のリスクは市の負担との認識でよろしいでしょうか。 | 生徒及び職員等の施設利用者の責めに帰すべき事由の場合、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしているのであれば、市の負担となります。 |
| 43 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 施設損傷リスク | 事業者が善管注意義務を怠っていないにも拘らず、貴市及び事業者以外の施設利用者(職員、生徒にとどまらない)により施設に損傷が与えられた場合のリスクは、貴市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | NO. 42の回答をご参照ください。 |
| 44 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 什器・備品損傷リスク | 事業者が善管注意義務を怠っていないにも拘らず、貴市及び事業者以外の施設利用者(職員、生徒にとどまらない)により当該リスクが顕在化した場合のリスクは、貴市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | NO. 42の回答をご参照ください。 |
| 45 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 什器・備品損傷リスク | 什器・備品には、運営業務における給食業務の食器、食缶も含まれ、事業者が善管注意義務を怠っていないにも拘らず、貴市及び事業者以外の施設利用者(職員、生徒にとどまらない)により当該リスクが顕在化した場合のリスクは、貴市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | NO. 42の回答をご参照ください。 |
| 46 | 21 | 別添1 | | | リスク分担表(案) 警備リスク | 事業者が警備業務上善管注意義務を怠っていないにも拘らず、貴市及び事業者以外の第三者により当該リスクが顕在化した場合のリスクは、貴市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | NO. 42の回答をご参照ください。 |

■実施方針に関する質問に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 47 | | | | | その他 | 入札説明書等に関する質問及び提案書の内容には事業者固有のノウハウが含まれる場合もあることから、事業者側で非公表を望む内容については公表しないとしていただけないでしょうか。 | 入札説明書等に関する質問については、公平性・透明性の観点から基本的に公表します。落札者の提案書については、落札者の決定の公表に必要な範囲で公表します。 |
| 48 | | | | | その他 | 次回の質疑および意見・提案の提出の際に、意見・提案については、提出する民間側から『公表の可・不可』が要望でき、不可のものについては非公表として頂けないでしょうか。 | NO. 47の回答をご参照下さい。 |

■実施方針に関する意見に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 意見の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-------------------|---|--|
| 1 | 2 | 第1 | 1 | (6) | 選定事業者の収入 | <p>“ア 設計・建設業務に係る対価”は“割賦方式により支払う”とありますが、Ⅰ期建設対象施設とⅡ期建設対象施設と、工事が2本に分かれ、施設の所有権移転も2回に分かれることから、割賦についてもそれに応じて2本に分け、また、それぞれ対象となる施設の引渡毎に、引渡日の2営業日前等に基準金利を決定、とするよう、事業契約等でも明確化頂けますよう、ご検討願います。</p> <p>割賦が一本であると、事業者の会計上・税務上の疑義が生じる懸念もあり、また、基準金利決定のタイミングが適切でない、外部金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金調達の困難化や、資金調達コストの増加、資金調達不能といった事態を招くおそれがあり、ひいてはVFMの低下に繋がる為です。</p> | 実施方針に関する質問に対する回答NO.2をご参照ください。 |
| 2 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>「入札公告」から「入札書及び提案書の受付」までの期間が3ヵ月程度となっていますが、応募者側の検討、提案準備期間が足りないものと考えますので、「入札公告」の前倒し、或いは「入札書及び提案書の受付」の後ろ倒しをご検討頂けないでしょうか。</p> <p>また、併せまして、事業契約書案、基本協定書案、落札者決定基準、様式集等につきましては、「入札公告」を待たずして、可能な限り早期に「案」を公表して頂きたくご検討願います。</p> | 前段については、実施方針に関する質問に対する回答NO.5をご参照ください。 後段については、実施方針に関する質問に対する回答NO.6をご参照ください。 |
| 3 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>入札書及び提案書の提出が平成28年4月となっていますが、入札説明書等に関する質問の受付・回答②(3月)の翌月とあまりにも短く、同①(2月)からでもわずか2ヶ月しかありません。入札書及び提案書の提出はせめて5月として頂けないでしょうか。</p> | NO.2の回答をご参照ください。 |
| 4 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>入札公告から、提案書提出までの期間が非常に短い為、事業契約書(案)、事業者選定基準(案)等はなるべく早く、できれば11月中に公表して頂けないでしょうか。</p> | NO.2の回答をご参照ください。 |
| 5 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>今回の質問・意見への回答以降、入札公告迄の間に、民間との対話の機会を設けることをご検討頂けないでしょうか。</p> | 実施方針に関する質問に対する回答NO.7をご参照ください。 |
| 6 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・受付が1回しかありませんが、入札説明書等に関する質問と同様に2回行って頂けないでしょうか。</p> | NO.5の回答をご参照ください。 |
| 7 | 5 | 第2 | 2 | | 事業者の募集及び選定のスケジュール | <p>今後も応募者からの質問・意見の受付・回答の機会が予定されていますが、提案内容が明らかになってしまう懸念もある為、応募者から内容公表の可否を要望できるよう、ご検討頂けないでしょうか。</p> | 実施方針に関する質問に対する回答NO.47をご参照ください。 |

■実施方針に関する意見に対する回答

| NO. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 意見の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|------------|---------------------|----------|---|---------------------------------|
| 8 | 7 | 第2 | 4 | (2) イ | 選定スケジュール | “イ 関係会社の参加制限”に“次のいずれかの関係に該当する場合は、各業務分野において、そのうちの一者しか参加できない。”とありますが、ある応募グループに参加する者の関係会社は、他の応募グループには参加不可とされることは、競争上やむを得ないものと理解できるものの、同一応募グループ内であれば、関係会社が参加することに特段の支障はないのではないのでしょうか。関係会社間でも業務分野における得手不得手や棲み分け等もありますので、関係会社を含めて、どのようなグループ構成とするかは、応募上の戦略と考えています。他のPFI事業でも一般的に認められていますので、ご再考願います。 | 実施方針に関する質問に対する回答NO. 22をご参照ください。 |
| 9 | 20 | 別添1 | リスク 分担表 | 設計 ・ 建設 段階 | 物価変動リスク | ※2で「建設工事費デフレーター」等の指標を基に改定するとありますが、例えば年度の指標を使用すると実際の相場に遅行している場合があります。 本件は工期が長い案件ですので、指標の取り方や、価格改定時期の設定等で、サービス対価が物価変動になるべく遅行しない建付けの検討をお願い致します。 | 検討します。 |
| 10 | 20 | 別紙1 | リスク 分担表 | 全段階 共通 | 金利リスク | 工事が2本に分かれ、施設の所有権移転も2回に分かれることから、割賦についてもそれに応じて2本に分け、また、それぞれ対象となる施設の引渡毎に、引渡日の2営業日前等に基準金利を決定、とするよう、事業契約等でも明確化頂けますよう、ご検討願います。 割賦が一本であると、事業者の会計上・税務上の疑義が生じる懸念もあり、また、基準金利決定のタイミングが適切でない と、外部金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金調達の困難化や、資金調達コストの増加、資金調達不能といった事態を招くおそれがあり、ひいてはVFMの低下に繋がる為です。 | NO. 1の回答をご参照ください。 |